

社会福祉法人下呂市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、本会の役員・評議員等（以下「役員等」という。）が、会務のために出務した場合の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について定める。
- 2 前項以外の者についても、会務のため会長が必要と認めた場合については、この規程を適用する。

(役員・評議員等)

- 第2条 前条により支給する役員・評議員等は、別表1のとおりとする。

(報酬の額)

- 第3条 第1条により支給する報酬の額は、別表2のとおりとする。
- 2 常務理事に支給する報酬の額は、前項の規定に関わらず社会福祉法人下呂市社会福祉協議会再就職職員の勤務等に関する内規第5条第2項に定める額とする。ただし、当該内規に定める手当の支給は通勤手当のみとし、原則としてその他の手当の支給は行わないこととする。

(費用弁償)

- 第4条 役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として下呂市社会福祉協議会旅費規程に定める額を支給する。

(支給の期間)

- 第5条 報酬等の計算期間（以下「支給期間」という。）は、四半期毎とする。
- 2 評議員の報酬等の支給期間は、年度毎とする。

(支給)

- 第6条 報酬等は、支給期間の翌月末日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前日）までに、その支給期間の報酬等を本人が指定する金融機関の本人名義の預金口座へ振込みにより支給する。
- 2 役員等が死亡、中途退任等の場合において、権利者の請求があった場合には、14日以内に支給する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年12月26日から施行する。ただし、本会定款第10条にかかる、評議員の報酬等及び本会定款第25条にかかる、役員等の報酬等については、平成29年4月1日から適用する。

別表1

役員等
理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、会長が必要と認めたもの。

別表2

役員等報酬	
評議員	
年 額	摘 要
10,000円	評議員会の開催回数等に関わらず年額の報酬を支給
理事、監事、評議員選任・解任委員、会長が必要と認めたもの	
日 額	摘 要
2,000円	役員会（会長が招集した会議を含む） 各種大会等役員に案内のあったもの。 会長が必要と認めたもの。